

# 品川区立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

令和2年4月  
品川区教育委員会

## 1 趣旨

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大している中、本区では、国・都の動向を踏まえ、平成31年3月に「しながわ働き方ルネサンス～学校における働き方改革推進プラン～」を策定し、学校における働き方改革の目標・取組方針を定め、働き方改革を推進しているところである。文部科学省は、平成31年1月に「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として、いわゆる「超勤4項目」以外の業務への対応を視野に入れ、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定した。当ガイドラインでは、服務監督権者である各教育委員会に対し、ガイドラインを参考に所管内の公立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針等を策定すること、およびその実施状況を把握した上で必要な取組、検証を行うことを求めている。その後、令和元年12月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法律第72号）を公布し、令和2年1月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第7条の規定に基づき「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号。以下「指針」という。）を告示した。

については、品川区教育委員会は（以下「区教育委員会」という。）、指針に基づき、「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、「学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」および同条例施行規則等を改正した。これを踏まえ本指針を策定し、品川区立学校（品川区立幼稚園を含む。以下「区立学校」という。）における教育職員のいわゆる「超勤4項目」以外の業務も含めて業務を行う時間の把握を行い、業務の削減や勤務環境の整備を進めるものである。

## 2 本方針の対象者

給特法第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員のうち、区立学校に勤務する教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象とならない職員については、労働基準法に定める時間外労働の規制が適用される。

### 3 在校等時間の上限時間

#### (1) 本方針において対象となる在校等時間の考え方

学校における働き方改革を進めるために、条例や規則等では対象とならない、教育職員のいわゆる「超勤4項目」以外の業務のための時間についても「在校等時間」の対象とする。

なお、在校等時間とは、在校時間（休憩時間および勤務時間外に自発的に行う自己研さん等の時間を除く。）に職務として行う研修や児童・生徒等の引率等の職務に従事している校外での時間（休憩時間を除く。）を加えた時間をいう。

#### (2) 上限時間の原則

1か月の在校等時間の総時間から規則等で定められた「正規の勤務時間」の総時間を減じた時間（以下「時間外在校等時間」という。）を次に掲げる基準の範囲内とする。また、上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではなく、業務の持ち帰りは行わないことを原則とする。

- ① 1月について45時間
- ② 1年について360時間

#### (3) 特例的な扱い

上記(2)を原則としつつ、児童・生徒等に係る通常予見することが困難な「臨時的な特別の事情」により勤務せざるを得ない場合についての、時間外在校等時間および月数を次の掲げる基準の範囲内とする。

- ① 月について100時間未満
- ② 1年について720時間
- ③ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月および5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間
- ④ 1年のうち、1月において45時間を超える月数について6月

### 4 在校等時間の把握

所属長は、教育職員の在校等時間を区教育委員会から毎月提供されるデータや本人の自己申告等を踏まえて可能な限り客観的な方法により適切に管理すること。

なお、当該計測結果は、公務災害が生じた場合等において重要な記録となる

ことから、その管理および保存を適切に行うこと。

また、区教育委員会は各学校の教育職員の在校等時間を把握し、方針の遵守を適正に管理すること。

#### 5 労働法制の遵守および教育職員の健康確保等

区教育委員会および所属長は、休憩時間や休日の確保等に係る労働法制を遵守するとともに、年次有給休暇等についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。

また、教育職員の健康および福祉を確保するため、以下の事項に留意しなければならない。

- (1) 時間外在校等時間が一定時間を超えた教育職員への医師による面接指導を実施すること。
- (2) 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息（勤務間インターバル）を確保すること。
- (3) 教員の勤務状況およびその健康状況に応じて、健康診断を実施すること。
- (4) 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。
- (5) 必要に応じ産業医等による助言・指導を受け、または教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること。

#### 6 本方針の実施に向けた管理等の態様

本方針は、「しながわ働き方ルネサンス～学校における働き方改革～」の総合的な方策の一環として実施され、他の長時間勤務是正の方策と併せて取り組まれるものである。決して学校や教育職員等に上限の目安時間の遵守のみを求め、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、または残させたりすることがあってはならない。

#### 7 学校における働き方改革の推進

本方針の実施に当たっては、区教育委員会および所属長は、「しながわ働き方ルネサンス～学校における働き方改革～」の取組を一層促進し、質の高い学校教育の維持向上に向け、保護者や地域への丁寧な周知・説明に努めていく。

#### 附則

- (1) この方針は、令和2年4月1日から施行する。
- (2) 本指針における「学校」は品川区立小・中・義務教育学校および幼稚園を指すものとする。